



議会改革度調査2012 調査結果報告③

2012/12/17

早稲田大学マニフェスト研究所

※統計結果については、回答率が100%でない(76.6%)ため実際の状況や他機関の調査結果と異なる場合があります。

1.【住民参加】傍聴対応状況

各会議において、傍聴者への対応をみました。次ページよりグラフで示します。

縦棒のグラフは、傍聴にあたり事前に許可が必要となるか、無条件で傍聴が可能か、または非公開としているかをパーセンテージで示しています。折れ線グラフは傍聴者に対して議案資料(次第や案件概要、質問、添付資料など)を提供またはその場で閲覧可能としているかどうかについて、パーセンテージで示しています。資料については一部抜けがあってもかまいません(例えば膨大な添付資料など)。ともに区分(都道府県・市区町村)別統計および3年間の推移をみました。

ほぼ全ての会議、区分において以下の傾向が確認できます。

■傍聴を無条件で許可する議会が年々増加している。また、非公開とする議会は減少してきている。

■傍聴者に対し、その会議で使用されている議案資料を提供する議会が年々増加している。

会議を傍聴するにあたってのハードルを下げることは住民参加を促すこととなり、議会活動を知ってもらうことにつながります。議会が、自らの存在意義を示し活動状況を見てもらおうとする工夫は「議事録公開」「動画公開」と同様、非常に重要な観点と考えます。近年いろいろなところで議論となっている「議員報酬削減」「議員定数削減」はたまた「議会不要論」に対し、どのような活動をどのように実施しているのか示すことが、それへの説明の第一歩となります。

議会の傍聴がしづらい環境のままでは、住民に対し議会の重要性・必要性を理解いただくことは困難でしょう。

議案資料の提供も同様です。手元に資料がない状態では議論されている内容がよくわからないため、理解半ばとなってしまふおそれがあります。そしてそれは「傍聴に行ってもよくわからないから行かない」ということにもつながってしまいます。

議案資料提供により傍聴者数がどれだけ増減するかは予期できないところもありますが、傍聴に来ていただいた方に審議内容をよくご理解いただく工夫を常に検討し、併行し積極的な傍聴を呼びかけすべきです。

1.【住民参加】傍聴対応状況①本会議

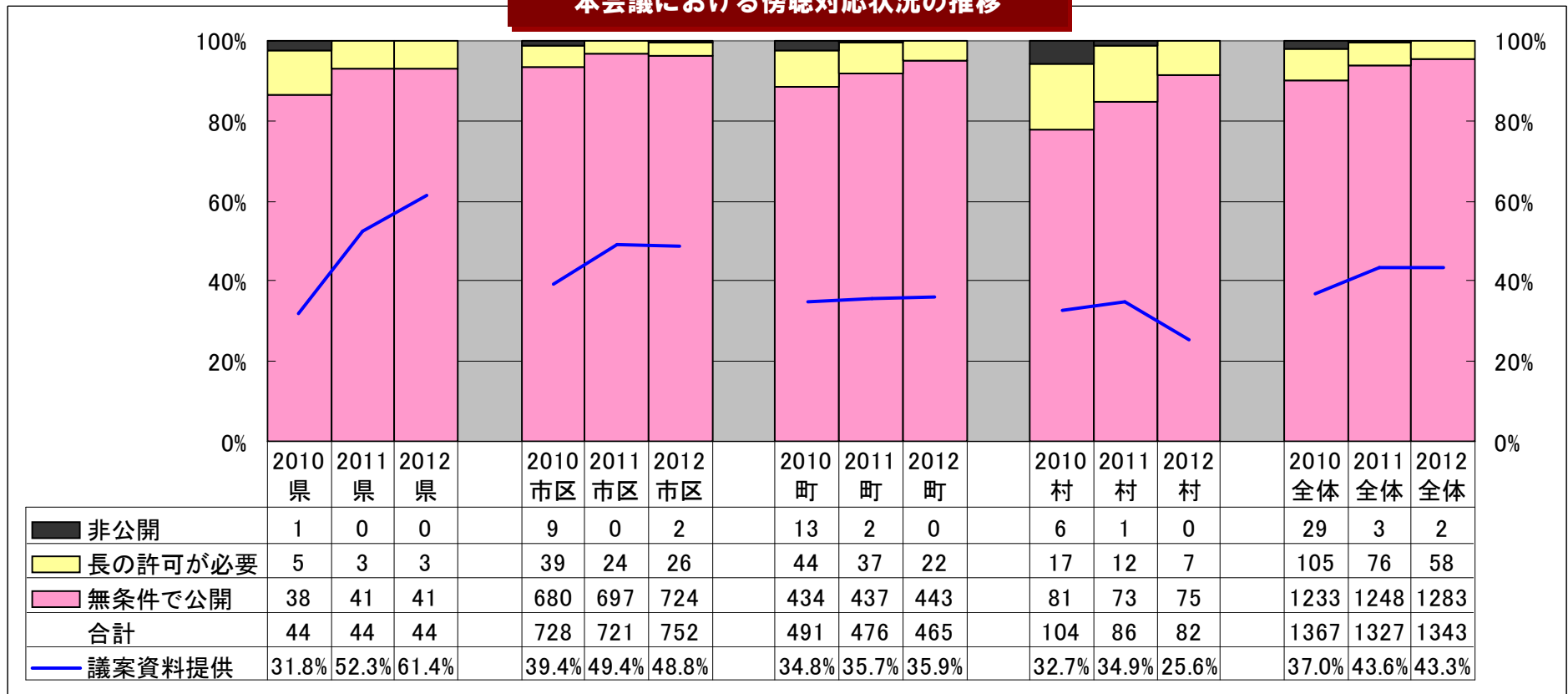
本会議における傍聴対応状況を以下に示します。ご覧の通り、殆どが無条件で公開となっています。長(本会議においては議長)の許可を必要とする議会もありますが、その比率は年々下がっています。

※本会議は公開原則ですので「非公開」の回答は誤り・誤解によるものと推察されます。

※許可についても、本会議については形式的に「〇名の傍聴希望がありましたので許可しました」と会議前にアナウンスする程度の議会が多いと思われます。

議案資料については2012年次調査でも43.3%と半数を割っています(2011年からは微減)。量が膨大であったり多くの傍聴者数分の用意が困難だったりという理由はあるかと思いますが、添付資料を省略し、数部閲覧用に置いておくなど、工夫のしようは色々あるかと思えます。

本会議における傍聴対応状況の推移



※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

1.【住民参加】傍聴対応状況②常任委員会

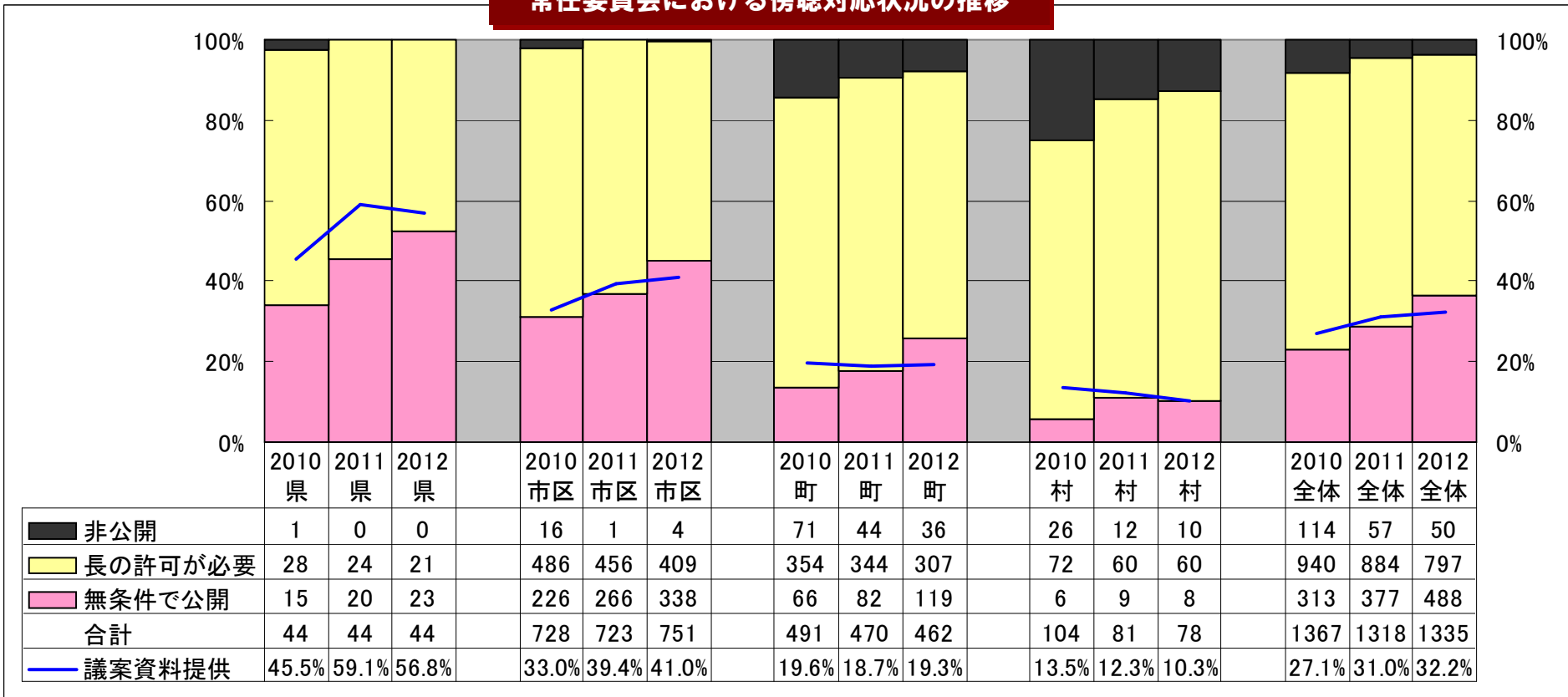
常任委員会における傍聴許可状況および傍聴者への議案資料提供状況を3年間の経年比較で示します。

本会議以外については、傍聴に際して「長の許可が必要」である比率が格段に多い状況です。年々「無条件で公開(傍聴可能)」とする議会は増えているものの、36.6%の議会に過ぎません。

会議を乱すことのないよう傍聴規則が定められていますし、問題あった場合は退場を命じることできるようになっているでしょうから、開始前に委員長が「傍聴者が〇名います、異議のある方」と事前にいちいち確認することが必要なのかどうか改めてご検討いただきたいと思います。

議案資料の提供率は年々上昇しているものの、32.2%となっています。

常任委員会における傍聴対応状況の推移



※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

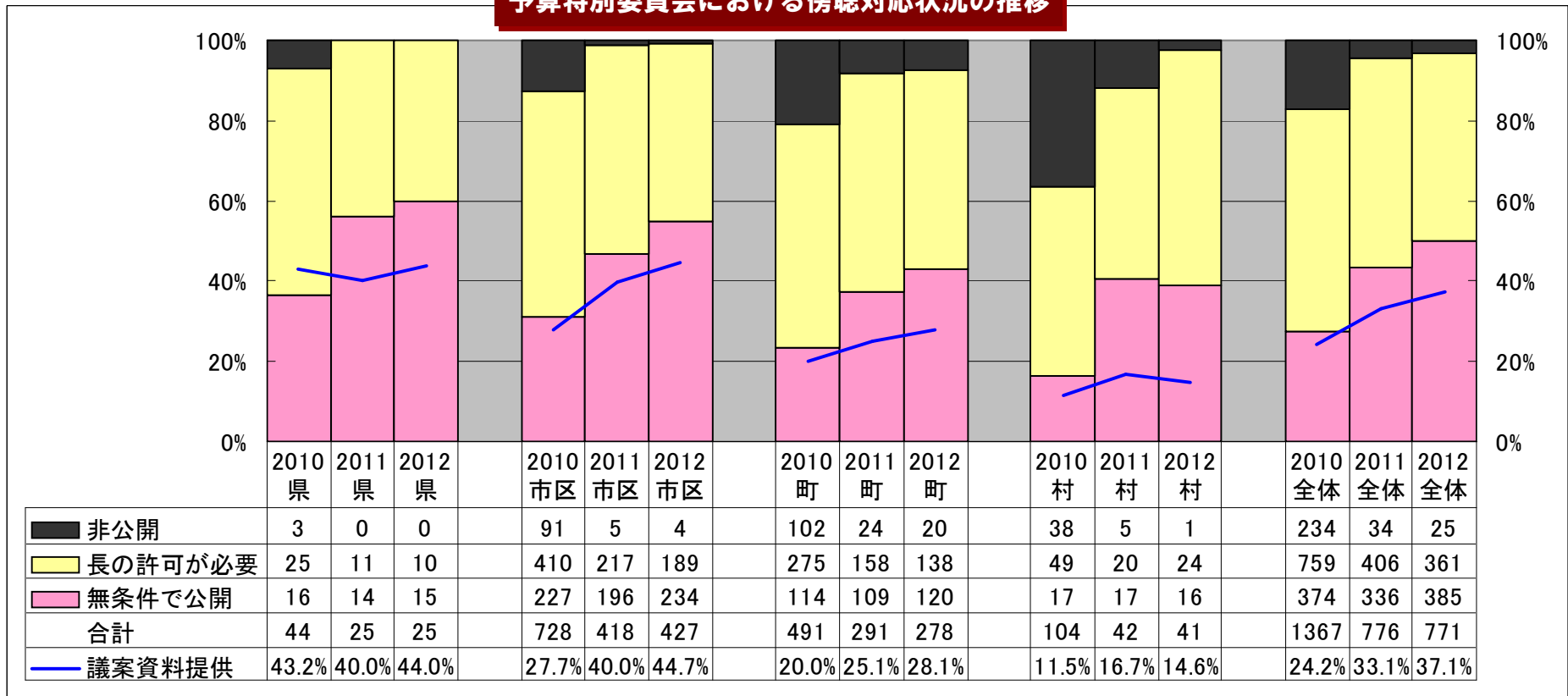
1.【住民参加】傍聴対応状況③予算特別委員会

予算特別委員会における傍聴許可状況および傍聴者への議案資料提供状況を3年間の経年比較で示します。

予算特別委員会はほぼ半数の49.9%が無条件で傍聴を許可しております。会議における「議事録公開」「動画公開」「傍聴許可」の傾向はどれも本会議について予算特別委員会が高い状況です。住民の関心を汲み取った傾向であると思います。

議案資料の提供率も、どの会議よりも伸びが大きく、2012年度調査では37.1%となっています。

予算特別委員会における傍聴対応状況の推移



※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

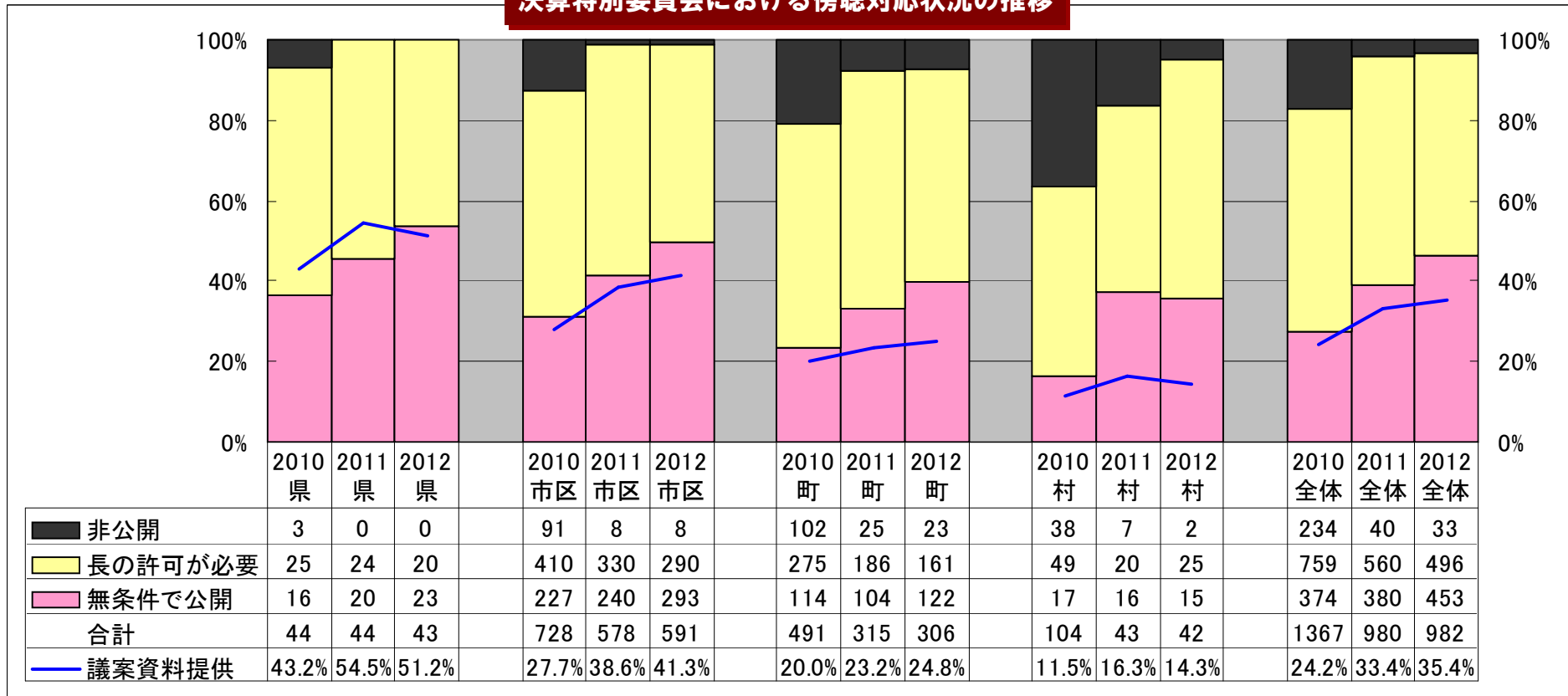
1.【住民参加】傍聴対応状況④決算特別委員会

決算特別委員会における傍聴許可状況および傍聴者への議案資料提供状況を3年間の経年比較で示します。

決算特別委員会は46.1%が無条件で傍聴を許可しております。

議案資料の提供率は35.4%であり、年々上昇している点は他会議と同様です。

決算特別委員会における傍聴対応状況の推移



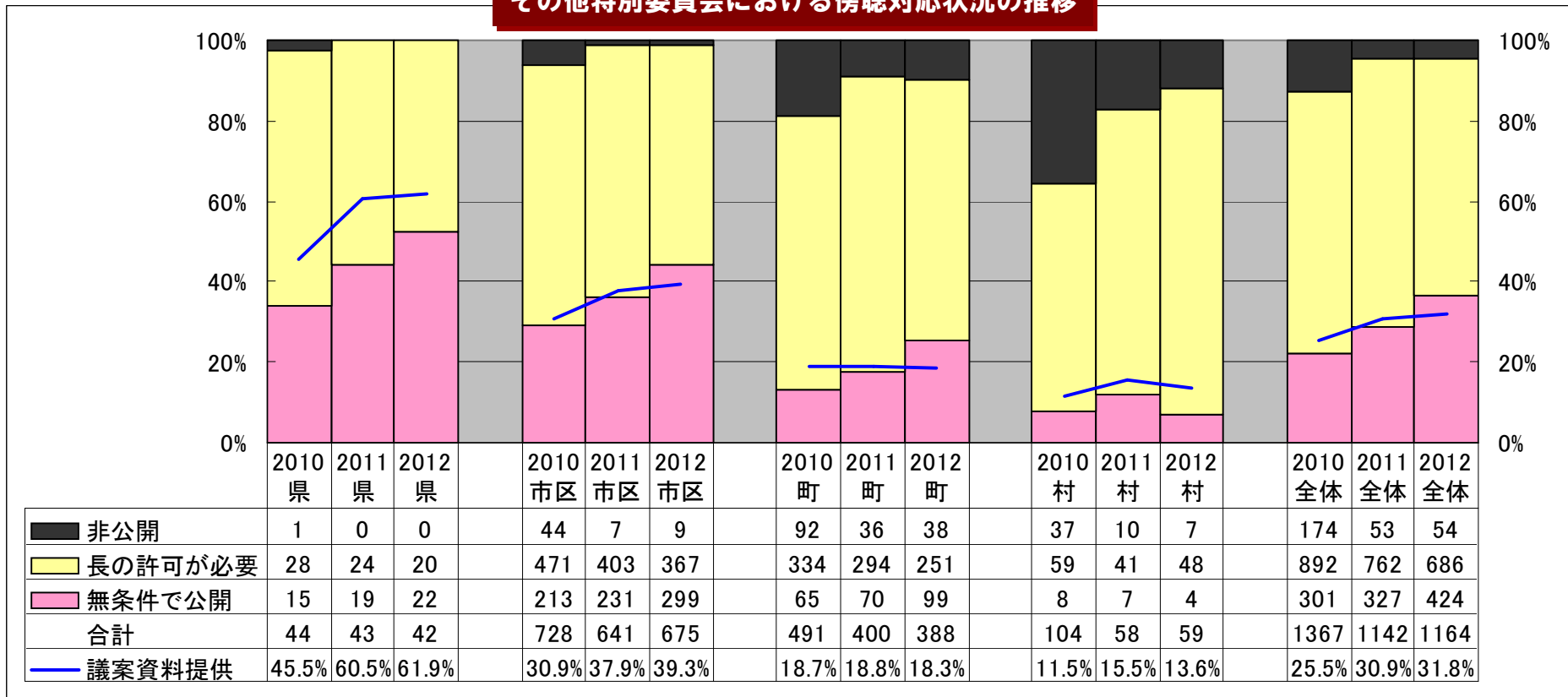
※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

1.【住民参加】傍聴対応状況⑤その他特別委員会

その他特別委員会における傍聴許可状況および傍聴者への議案資料提供状況を3年間の経年比較で示します。
 決算特別委員会は36.4%が無条件で傍聴を許可しております。
 議案資料の提供率は31.8%であり、年々上昇している点は他会議と同様です。

その他特別委員会における傍聴対応状況の推移



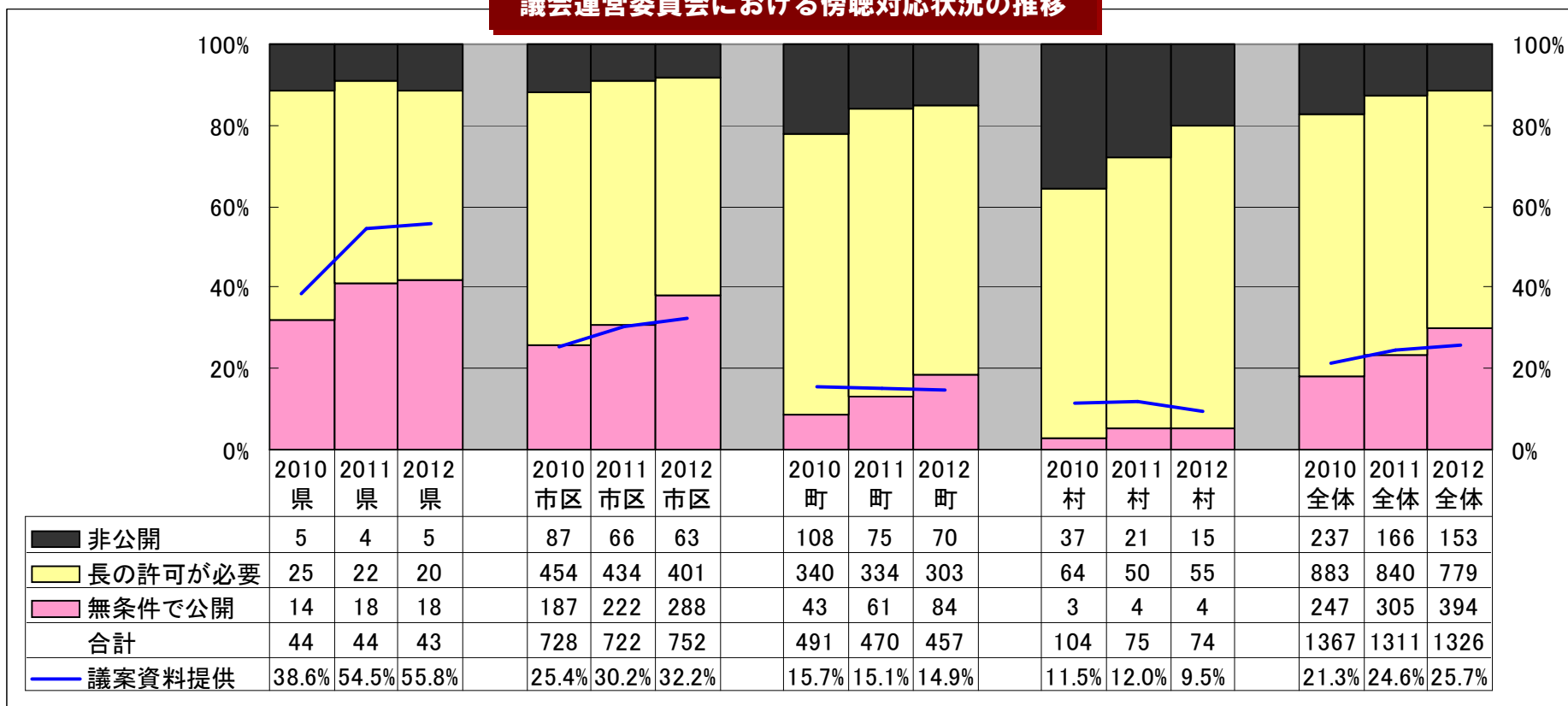
※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

1.【住民参加】傍聴対応状況⑥議会運営委員会

議会運営委員会における傍聴許可状況および傍聴者への議案資料提供状況を3年間の経年比較で示します。
無条件で傍聴可能としているのは29.7%と、30%を割り込んでいますが、年々上昇していることがわかります。
議案資料の提供率も30%を下回る25.7%に留まりますが、年々上昇している点は他会議と同様です。

議会運営委員会における傍聴対応状況の推移



※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

1.【住民参加】傍聴対応状況⑦全員協議会

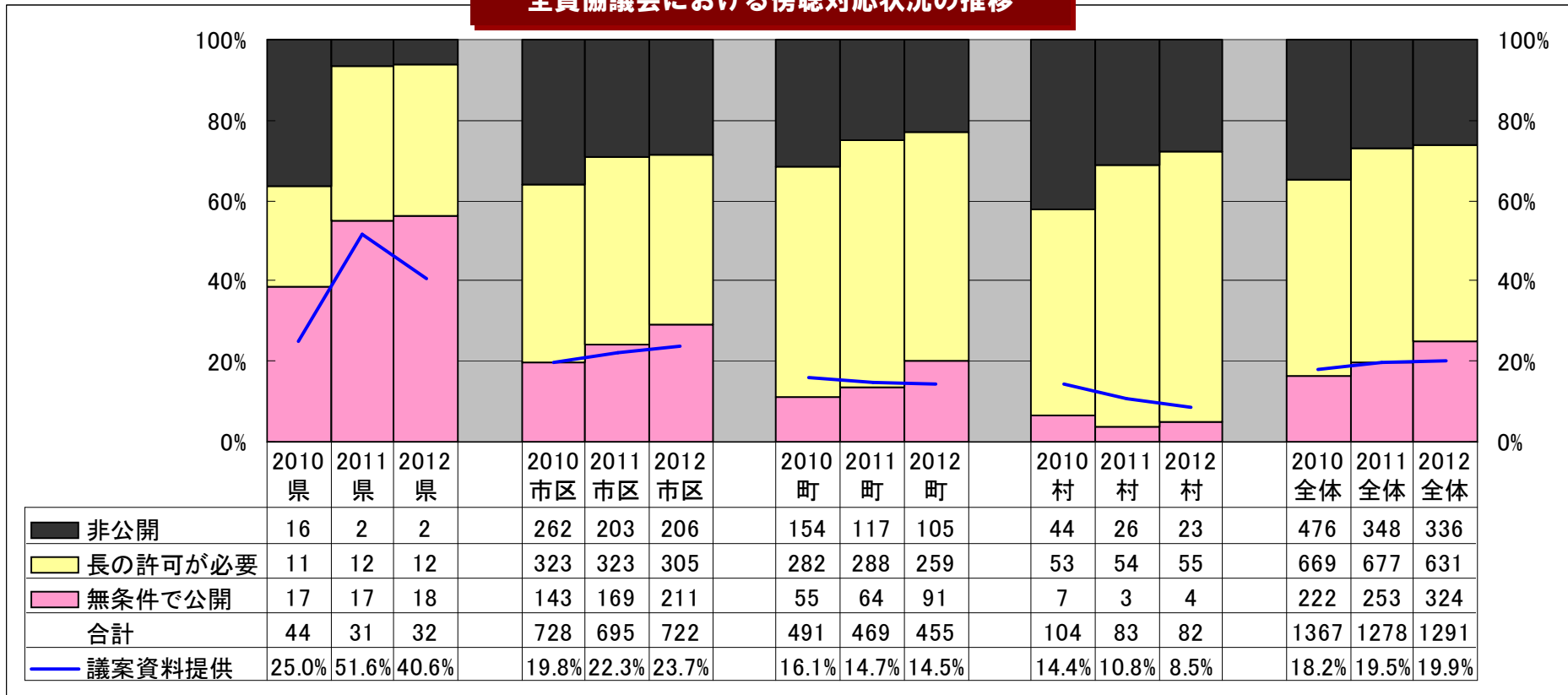
全員協議会における傍聴許可状況および傍聴者への議案資料提供状況を3年間の経年比較で示します。

全員協議会を無条件で傍聴可能としているのは25.1%と、会議全体で最も低くなっており、無条件傍聴を可能とする議案数の伸びも微増に留まります。

個人情報保護や保安面の観点、機密性の高い案件などの事情により、住民に公開しない「秘密会」とする場が必要となることは当然在りえます。ただ、それを濫用するのではなく、最低限必要な場のみ留め、極力議員による審議は住民に公開していくべき、すなわち傍聴を認めていくべきと考えます。

議案資料の提供率も、会議の中で最も低く19.9%ですが、こちらも年々上昇しています。

全員協議会における傍聴対応状況の推移



※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。

※2010年次調査では「該当する会議なし」という選択肢を設けていなかったため、その場合やむを得ず「非公開」にチェックいただきました。そのため2010年の非公開数には「該当する会議なし」の議会が含まれます。

1.【住民参加】傍聴人名簿への対応

傍聴人名簿に記載を必要としている項目については2011年から調査で伺っています。2年間の推移についてグラフにて示します(棒グラフはパーセンテージ、表は実数)。

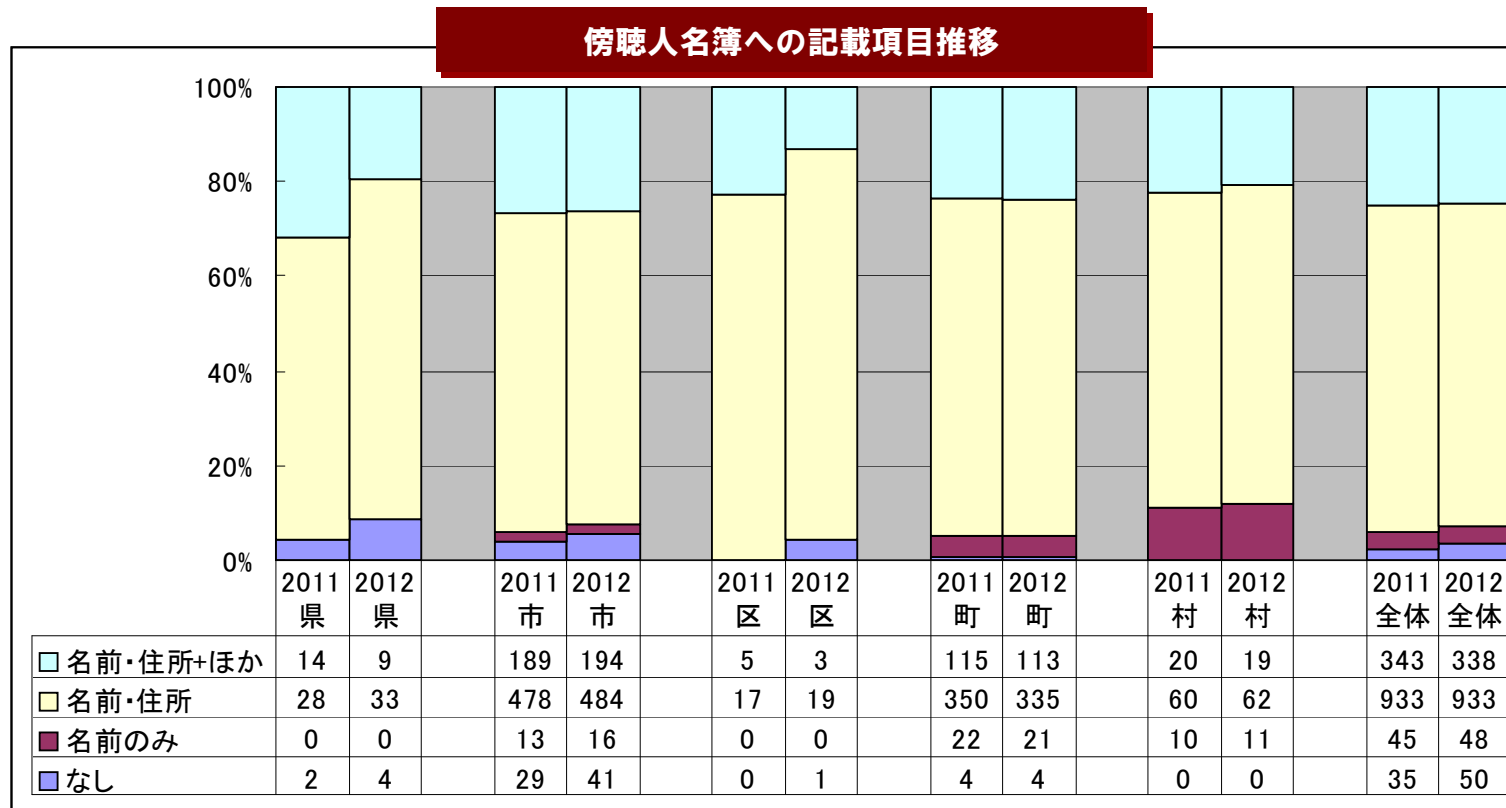
会議を傍聴するにあたり、名簿に住所や氏名を記入する必要がある議会が殆どです。その理由は色々考えられますが、住民にとっては傍聴に際してのハードルになっていることを認識すべきでしょう。

不審な人物への対応という理由も時折聞きますが、名簿記載の氏名と照らし合わせるための身分証明書提示までは求めていないでしょうし、そもそも傍聴人名簿への記入は必要かという観点で一度ご検討いただきたいと思います。

2年分の比較のみですが、わずかに名簿記載条件が低くなった点は良いことだと考えます。

なお、統計目的で名簿記載を行っている場合であっても名前は記載不要とし、居住エリアと年代、性別程度で足りると思われれます。

※「ほか」の記載項目は連絡先(電話番号)や年齢、職業、性別などです。



※「該当する会議なし」および「未回答」の数は母数から外してあります。



2.その他

調査結果に関しては、当研究所以下サイトにて随時情報公開していきます。

早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会のページ

<http://www.maniken.jp/gikai/>

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町531
マルフジビル2F
Mail:mani@maniken.jp
Tel&FAX:03-6457-6852